

旭指監 第 181 号
令和2年12月 4日

社会福祉施設等運営事業者 様

旭川市長 西 川 将 人
(福祉保険部指導監査課担当)

新型コロナウイルス感染症予防等の徹底について

日ごろより、本市の福祉行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

市内では新型コロナウイルスの感染者が急増しており、11月以降には感染者集団（クラスター）が8か所で確認されました。

感染者の急増により、本市としての医療提供体制は大変厳しい状況にあり、今後、施設内で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合に、入院調整に時間を要することも想定されます。

特に入所・入居系の事業を実施されている皆様方におかれましては、入院措置がされるまでの間、一定期間、施設内で対応しなければならないことも念頭に、感染予防や感染者発生時の対応について、今一度、御確認ください。

また、今までの発生事例を踏まえ、特に再確認いただきたい事項については次のとおりです。

- ・職員や利用者が感染した場合の職員間の情報共有、伝達方法、意思決定
- ・職員や利用者が感染した場合の食事、清掃等の委託関係
- ・不足する職員の応援体制（同一法人間、北海道の派遣事業）
- ・衛生用品の備蓄状況～感染者が発生した場合、想定以上に使用することになるので、十分な量の備蓄と在庫量の把握

なお、先日、旭川赤十字病院の感染管理認定看護師の方から、「新型コロナウイルス感染症に対応するために」～日常の感染対策の確認～」の提供がありました。

社会福祉施設等を運営されている事業者の皆様に参加になるものと考えますので、情報提供させていただきます。新型コロナウイルス感染症対策の一助となれば幸いです（資料中「患者」とありますが「利用者」に置き換え御覧ください）。

これまでも感染症対策に取り組んでいただいていることとは思いますが、現在の本市の感染状況を踏まえ、一層の感染予防・感染拡大防止に御協力いただきますようお願いいたします。

<参考>

衛生用品の準備に当たっては、北海道が実施する「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の活用を御検討ください。

(担当)

旭川市福祉保険部指導監査課
電話 25-9849